

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業

中小企業庁経営支援部
技術・経営革新課

令和5年度概算要求額 **10.6 億円** (10.2 億円)

事業の内容

事業目的

経済のグローバル化、脱炭素化、デジタル化などが急速に進みつつある中、ウィズコロナ／アフターコロナ時代の経済社会の変化に対応すること等を目的として中小企業等が連携して取り組む事業への大胆な投資を促し、補助事業者の生産性向上・経済構造転換を図ります。

事業概要

生産性向上・経済構造転換を図るためには、他社や研究機関等との連携を通じ、自社の強み／弱みを補強しつつ、新事業を迅速に実施することが重要です。そこで、例えばデータ共有等により、複数の事業者が連携し、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善の取組を行い、連携して生産性を高めるプロジェクトを支援します。

特に、「事業再構築指針」の要件を満たす事業計画を策定し、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等に取り組む事業者が連携体に含まれる場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

また、使い勝手の向上を図るため、連携体全体の補助上限内であれば、連携体内で各事業者が柔軟に補助金額を設定できるようにします。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



| | 補助上限 | 補助率 |
|----------------|--|--------------------------------------|
| 補助上限額 (連携体) | 【1者当たりの基本補助上限額】 従業員数 21人以上：2,500万円、 6～20人：2,000万円 5人以下：1,500万円 ※ただし、1連携体につき1億円が上限。 ※事業再構築指針の要件を満たす事業計画に取り組む事業者が含まれる場合、補助上限額を1者当たり1,000万円加算。 ただし、その場合でも、1連携体につき1.5億円が上限。 | 中小企業 1/2以内 小規模事業者 2/3以内 |

※上記により算定された連携体全体の補助上限額の範囲内であれば、連携体を構成する各事業者の補助金額は柔軟に設定可能。ただし、その場合でも、1者当たりの補助上限額は、5,000万円以内又は連携体全体の補助上限額の3/4以内のいずれか低い金額（2年度継続実施の場合は、合計で8,000万円が上限）とします。

成果目標

補助事業期間終了後、事業計画期間中（補助事業期間終了後3～5年間に、付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の同3.0%以上の増加。